

業務委託共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して受託することを目的とする。

(1) 給配水管漏水修繕等業務委託（当該委託内容の変更に伴う委託を含む。以下「委託業務」という。）

(2) 前号に附帯する業務

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和____年____月____日に成立し、当企業体に係る委託業務の履行完了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 委託業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在及び商号）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

構成員 所 在

商号（名称） _____

構成員 所 在

商号（名称） _____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託業務代金（部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

る。

(分担委託業務額)

第8条 各構成員の委託業務の分担は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

_____業務	構成員 _____
_____業務	構成員 _____

2 前項に規定する分担委託業務の価格（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の履行完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担委託業務の進捗を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行とし、同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担委託業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分配)

第13条 本委託業務履行中に発生した共通の経費等については、分担委託業務額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担委託業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 第二項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 第三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(委託業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が委託業務を履行完了する日までは脱退することができない。

(委託業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが、委託業務途中において破産又は解散した場合には、残存構成員が当該構成員の分担委託業務を履行完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____他____社は、上記のとおり_____業務委託共同企業体協定を締結したので、その証として本書 通を作成し、各構成員が記名押印の上、各自1通を保有し、発注者に1通提出するものとする。

令和 ____年 ____月 ____日

構成員 所 在
(代表者) 商号(名称)
代表者氏名 _____ 印

構成員 所 在
商号(名称)
代表者氏名 _____ 印

業務委託共同企業体協定書第8条に基づく協定書

給配水管漏水修繕等業務委託の発注に係る下記委託業務について、_____業務委託共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する業務の委託額を次のとおり定める。

記

分担業務委託額（消費税及び地方消費税を含む。）

_____業務
構成員 _____ 円
_____業務
構成員 _____ 円

_____他 者は、上記のとおり分担業務委託額を定めたのでその証としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自1通を保有し、発注者に1通提出するものとする。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

構成員 所 在
(代表者) 商号(名称)
代表者氏名 _____ 印
構成員 所 在
商号(名称)
代表者氏名 _____ 印

委任状及び使用印鑑届

令和 年 月 日

加古川市水道事業管理者 様

共同企業体の名称 _____

共同企業体

構成員 所 在
(代表者) 商号(名称)
代表者氏名 _____ 印

構成員 所 在
商号(名称)
代表者氏名 _____ 印

私は、上記の共同企業体の代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、給配水管漏水修繕等業務委託に係る入札及び見積り合わせ、契約の締結及び履行並びに代金(前払金、部分払金及び保証金を含む。)の納付、請求及び受領に係る一切の権限を委任するとともに、上記の共同企業体の印鑑として下記の印鑑を使用したく、届け出をします。

使用印

